

# かいてき 便り

## 最近の動向

「介護保険サービス事業者の指定取消処分について」  
「介護支援専門員の処分について」

## お知らせ

「指定更新申請書を発送しました」  
「事業所評価加算の届出は10月15日(月)締切です」

平成19年10月1日発行

第39号

## 介護保険サービス事業者の指定取消処分について

最近の動向

東京都福祉保健局は9月10日付けで、次の各事業者が運営する訪問介護事業所について、平成19年10月31日の満了をもって指定を取り消すことを決定しました。

各事業者の処分理由は、以下のとおりです。

### 株式会社コムスン 返還予定額 236,100千円

- \* 江戸川中央ケアセンター(江戸川区所在)  
虚偽の指定申請  
専従できない職員を管理者兼サービス提供責任者として指定を受けた。  
人員基準違反：指定時点で管理者の専従義務に違反。
- \* 平和台ケアセンター(練馬区所在)  
虚偽の指定申請  
勤務できない職員を管理者及びサービス提供責任者として指定を受けた。  
人員基準違反：指定時点で管理者及びサービス提供責任者が不在。  
指定取消し相当【廃止事業所】
- \* 板橋本町ケアセンター(板橋区所在) \* 大鳥居ケアセンター(大田区所在)
- \* 明大前ケアセンター(世田谷区所在)  
虚偽の指定申請  
勤務できない職員を管理者兼サービス提供責任者として指定を受けた。  
人員基準違反：指定時点で管理者及びサービス提供責任者が不在。

### 株式会社クリスタル介護センター 返還予定額 489,978千円

- \* おおきなき白金(港区所在)  
虚偽の指定申請  
勤務できない職員をサービス提供責任者及び訪問介護員として指定を受けた。  
人員基準違反  
指定時点から4ヶ月間、訪問介護員等の員数が常勤換算2.5人を満たしていない。
- \* おおきなき文京(文京区所在)  
虚偽の指定申請  
勤務できない職員をサービス提供責任者及び訪問介護員として指定を受けた。  
人員基準違反  
指定時点から12ヶ月間、サービス提供責任者が不在。
- \* おおきなき東大和(東大和市所在) \* おおきなき東村山(東村山市所在)。  
虚偽の指定申請  
勤務できない職員を訪問介護員として指定を受けた。  
人員基準違反  
指定時点から東大和は5ヶ月間、東村山は8ヶ月間、訪問介護員等の員数が常勤換算2.5人を満たしていない。

株式会社ダスキンゼロケア 返還予定額 96,248千円

\* ゼロケア常盤台ステーション(板橋区所在)

虚偽の指定申請：勤務できない職員を管理者及び訪問介護員として指定を受けた。

人員基準違反

指定時点から7ヶ月間、訪問介護員等の員数が常勤換算2.5人を満たしていない。

\* ゼロケア桜新町ステーション(世田谷区所在) \* ゼロケア戸倉ステーション(国分寺市所在)

\* ケアタウン小平ゼロケアステーション(小平市所在)

虚偽の指定申請：勤務できない職員を訪問介護員として指定を受けた。

人員基準違反

指定時点から桜新町は7ヶ月間、戸倉は5ヶ月間、小平は2ヶ月間、訪問介護員等の員数が常勤換算2.5人を満たしていない。

詳細については、東京都福祉保健局HP(<http://fukushihoken.metro.tokyo.jp/>)に掲載されています。

【問い合わせ先】指導監査部指導第一課 TEL 03-5320-4290

## 介護支援専門員の処分について

最近の動向

東京都は、東京都介護支援専門員実務研修受講試験を不正の手段により受験した介護支援専門員について、当該試験の合格決定の取消し及び介護支援専門員資格登録簿からの削除を行いました。

(1) 処分日 平成19年8月28日

(2) 処分内容 合格決定の取消し及び登録削除

(3) 処分理由 東京都介護支援専門員実務研修受講試験受験の際、虚偽の実務経験に基づいて受験したと認められること

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL 03-5320-4279

## 指定更新申請書を発送しました

お知らせ

平成12年5月1日、平成13年5月1日、平成14年5月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を9月下旬に発送しました。提出期限は、平成19年11月30日です。指定更新申請書に印刷されている内容は、平成19年9月13日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。更新申請書はお早めに提出ください。なお、指定更新申請書が届かない等、指定更新手続についてのお問い合わせは、下記ファックスまたはメールにてお願いします。問い合わせ様式は、東京都介護サービス情報・書式ライブラリー>05 事業者指定更新よりダウンロードできます。[\(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/lib/\)](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/lib/)

問い合わせ専用ファックス 03-5388-1425

問い合わせ専用メールアドレス [ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp](mailto:ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp)

医療みなしの事業所(131、133、134で始まる事業所番号の事業所)については、指定更新手続は必要ありません。

## 事業所評価加算の届出は10月15日(月)締切です

お知らせ

平成20年度の事業所評価加算の算定評価を希望する介護予防通所介護事業所及び介護予防通所リハビリテーション事業所は、東京都介護保険課介護事業者係への届出が必要です。

現在評価の申出をしていないが、来年度からの算定を希望している事業者は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」により、届出をお願いいたします。届出の締切は、平成19年10月15日(月)【必着】です。

なお、事業所評価加算に関する法令・通知・Q&Aは、東京都介護サービス情報・書式ライブラリー>

04 新加算届(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kaigo/lib/>)に掲載しています。

【提出及び問い合わせ先】

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係 住所〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

TEL 03-5320-4274(介護予防通所介護)、03-5320-4267(介護予防通所リハビリテーション)

老人保健施設併設の介護予防通所リハビリテーションについては、施設支援課施設運営係 03-5320-4264